

(別紙5)

北海道における効果的な捕獲に係る市町村連携計画（評価報告）
（効果的捕獲促進事業）

1 対象指定管理鳥獣の種類、計画の実施期間及び対象地域

指定管理鳥獣名	ニホンジカ（エゾシカ）
実施時期	令和6年12月～令和7年3月
連携市町村名	旭川市・鷹栖町
事業費	9,907,700円

注1：対象市町村は、協議会に参加する市町村とする。

注2：対象市町村の位置が分かる図を添付すること。

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の目的・目標、実施状況、効果、課題等

実施区域が所在する旭川市及び鷹栖町は、合わせて約32万人が暮らす農業や木工業が盛んな地域である。両市町の農業被害は令和5年度で約2,300万円に及び、年間280頭から350頭程度のエゾシカが捕獲されているが、被害軽減や生息数減少の効果はみられない。

実施区域は旭川市及び鷹栖町にまたがる鳥獣保護区内で、エゾシカの越冬地域となっており、冬季は複数の群れが集合し200頭以上の個体が生息すると推定され、樹皮剥ぎ、春植物の食害、アイヌ文化を伝える笹葺のチセにも被害がある

公園として散策路や展望台が整備されており、冬期間もスノーシュー散策などが多く見られることから、銃による捕獲が困難なことから、くくりわなによりエゾシカ50頭を捕獲することを目標に事業を実施した。

注：捕獲によって軽減・低減したい被害・密度（目的・目標）とそのために必要な捕獲数、捕獲の実施状況、目的・目標に向けた事業の効果及び課題等を記載すること。

3 連携体制

協議会の名称及び 設立年月	構成機関の名称	役割分担
令和5年12月	北海道上川総合振興局	協議会運営全般、 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の 実施
	旭川市、鷹栖町	被害状況の把握 市町の事業による捕獲対策の検討 市町内猟友会等の利害関係者調整 指定管理鳥獣捕獲等事業実施候補地の 選定

注：既に協議会規約が策定されている場合は、添付すること。

4 市町村との連携の目的・具体的な取組内容・効果等

市町と連携し、地域住民への連絡周知、実施候補地の選定や利害関係者との調整を行うことで、事業を円滑に実施することができた。

また、複数市町と情報共有を行ったことで、本事業に対する理解醸成や捕獲対策への協力推進につながった。次年度以降新たな候補地・手法での捕獲を検討するなど、取組を推進することができた。

注：2の課題等を踏まえた市町村との連携による効果的な捕獲の目的と取組（実施場所、実施内容、捕獲組織・体制、捕獲方法、市町村の連携方法等）、想定される効果等を具体的に記入すること。

5 技術の効果の検証・評価方法/結果

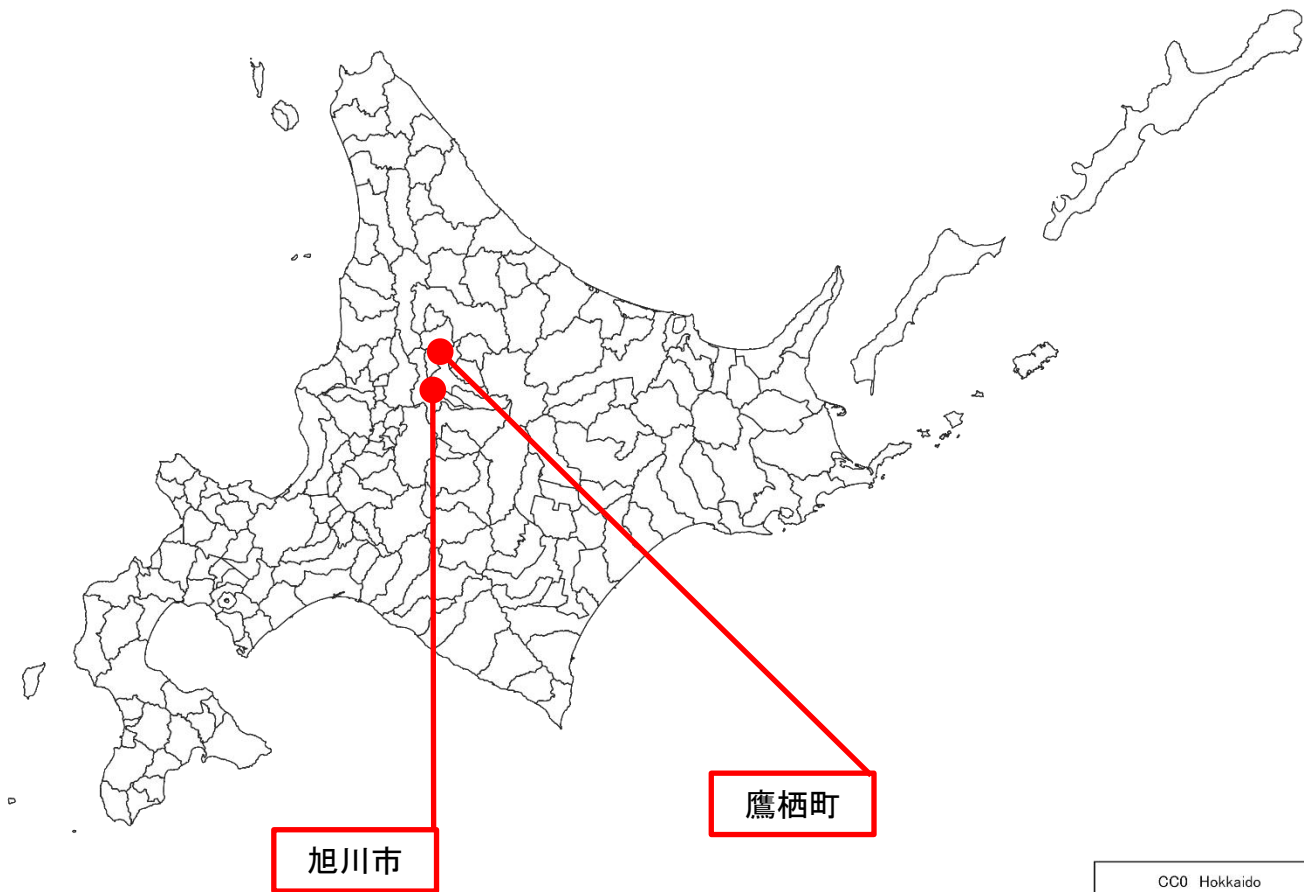
今回の捕獲事業は目標頭数に達し、一定の成果が得られた。捕獲従事者は地元のハンターであり、捕獲技術の向上にもつながったと評価できる。
また、くくりわな猟ではメスだけを狙って捕獲するのは難しい中で、56頭のうち40頭がメスの捕獲だったことは評価に値する。センサーカメラにより生息状況を把握するなど、メスの群れを集中捕獲する技法の取得が望まれる。

注：3及び4を踏まえ、実施結果の確認方法や目的・目標に対する効果の検証・評価方法を記入すること（事業終了後の評価報告においては、その評価結果を具体的に記入すること。）。

6 その他

注1：市町村との連携に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。



(別紙5添付)

効果的捕獲促進事業（市町村連携タイプ）対象市町村位置図

旭川鷹栖・嵐山地域指定管理鳥獣対策協議会 規約

(名称)

第1条 この協議会は、旭川鷹栖・嵐山地域指定管理鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 旭川鷹栖・嵐山地域において、北海道がエゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「当事業」という。）を効果的に実施するに当たり、関係機関による連携協力を図るとともに、地域内の被害防止に向けた調整を行うことを目的とする。

(協議会会員)

第3条 協議会の会員は別表1に掲げる者をもって組織する。

(所管事務)

第4条 協議会は第2条に掲げる目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 被害状況、被害対策、捕獲情報等の収集と蓄積
- (2) 効果的な捕獲に取り組むための調査、研究
- (3) 当事業における捕獲効果の検証・評価
- (4) 当事業の実施に係る調整会議の開催
- (5) その他協議会が定める業務

(運営)

第5条 協議会には会長を置く。会長は北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課長とする。

- 2 協議会及び調整会議の開催は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長は、協議会の座長を務めるものとする。
- 5 会長は必要があると認める場合は、専門家等に協議会への出席を求めることができる。
- 6 会長は、指名により職務代理者を置く。

第6条 調整会議は第3条に定める会員のほか、別表2に掲げる団体に出席を要請する。

(事務局)

第7条 協議会は、事務局を北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年12月12日から施行する。

(別表1)

協議会の会員

	団 体 名	会 員	備 考
1	北海道上川総合振興局	保健環境部環境生活課長	会長
2	旭川市	環境部環境総務課長	
3	旭川市	農政部農業振興課長	
4	旭川市	土木部公園みどり課長	
5	鷹栖町	産業振興課長	

(別表2)

調整会議出席要請団体

	団 体 名	所 属 ・ 部 署	備 考
1	北海道猟友会	旭川支部	
2	林野庁北海道森林管理局	上川中部森林管理署	
3	北海道警察旭川方面本部	生活安全課	
4	北海道旅客鉄道株式会社	旭川支社	
5	東日本高速道路株式会社	旭川管理事務所	
6	旭川市公園緑地協会	嵐山公園管理事務所	
7	北海道立総合研究機構	エネルギー・環境・地質研究所	